

令和5(2023)年9月27日
 栃木県県土整備部技術管理課

令和5年度土木工事標準積算基準書の使用にあたっての留意事項

本県の土木工事標準積算基準書（電気通信編、機械編）は、国土交通省の積算基準書に準拠し、市販図書を使用することとしておりますが、以下の事項については、栃木県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

1. 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編） 令和5年度版
 （一般財団法人 建設物価調査会 発行）

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	栃木県
第Ⅶ編 電気通信（積算）		
Ⅶ-1-1 ① 適用範囲等 1 適用範囲	・この基準書は、 <u>国土交通省直轄</u> の土木事業における・・・	・この基準書は、 <u>栃木県県土整備部</u> の土木事業における・・・
Ⅶ-2-8 ④ 直接工事費 3 労務費 (2) 労務賃金	・(イ) 技術労力費 電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、 <u>「賃金実態調査単価」</u> とする。	・(イ) 技術労力費 電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、 <u>単価については「公共工事実施設計労務資材単価表」によるものとする。</u>
Ⅶ-2-8 ④ 直接工事費 3 労務費 (3) 夜間工事の労務単価	・ <u>記載なし</u>	・ <u>「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第2章①-2(3)夜間工事の労務単価」によるものとする。</u>
Ⅶ-4-3 ③ 施工箇所が点在する工事の積算	・ <u>記載なし</u>	・ <u>「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」によるものとする。</u>
第Ⅷ編 電気通信（歩掛）		
Ⅷ-1-1 ① 一般事項 1 通則	・本歩掛は、 <u>国土交通省直轄</u> の土木事業における・・・	・本歩掛は、 <u>栃木県県土整備部</u> の土木事業における・・・

2. 国土交通省機械設備工事積算基準 令和5年度版

(一般財団法人 建設物価調査会 発行)

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	栃木県
第2編 機械設備工事積算基準		
P.5 第2 適用範囲	・この積算基準は、 <u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における・・・</u>	・この積算基準は、 <u>栃木県県土整備部の治水事業、道路事業等における・・・</u>
P.15 第5 請負工事費の積算 1 製作原価 1-1 (3) 労務費	・3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、 <u>公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。</u>	・3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、 <u>公共工事実施設計労務資材単価表によるものとする。</u>
P.17 第5 請負工事費の積算 2 据付工事原価 2-1 (3) 労務費	・3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、 <u>公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。</u>	・3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、 <u>公共工事実施設計労務資材単価表によるものとする。</u>
P.17 第5 請負工事費の積算 2 据付工事原価 2-1 (3) 労務費	・4) 機械設備据付工以外の労務費は、「 <u>公共工事設計労務単価</u> 」による。	・4) 機械設備据付工以外の労務費についても、 <u>公共工事実施設計労務資材単価表</u> による。
P.17 第5 請負工事費の積算 2 据付工事原価 2-1 (3) 労務費	・5) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 <u>(イ) 積雪寒冷地・・・</u>	・削除
P.22 第5 請負工事費の積算 2 据付工事原価 2-2 (3) 据付間接費	・2) 据付間接費対象額とは、・・・。 なお、機械設備据付工労務費は <u>積雪寒冷地補正、夜間割増等</u> を含んだ価格とする。	・2) 据付間接費対象額とは、・・・。 なお、機械設備据付工労務費は <u>夜間割増等</u> を含んだ価格とする。
P.39 基準の解説 4 一般管理費等 (1) 契約の保証に必要な費用の取扱い	・表-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 ケース1：・・・(工事請負契約書第4条を採用する場合)	・表-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 ケース1：・・・(工事請負契約書第5条を採用する場合)
P.39 基準の解説 4 一般管理費等 (1) 契約の保証に必要な費用の取扱い	・(注) 記載なし	・(注) 「 <u>土木工事標準積算基準書第I編第3章①-4 一般管理費等率の補正</u> 」によるものとする。

<p>P.39 基準の解説 5 端数処理</p>	<p>(1) <u>間接労務費、工場管理費の金額は、・・・</u> (2) <u>共通仮設費の率計上の金額は、・・・</u> (3) <u>現場管理費、据付間接費の金額は、・・・</u> (4) <u>設計技術費の金額は、・・・</u></p>	<p>・<u>削除</u></p>
<p>P.39 基準の解説 6 材料費等の価格等の取扱い (2) 材料費等</p>	<p>・材料費の価格については、原則として、・・・設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。</p>	<p>・材料費の価格については、原則として、・・・設計単価は「<u>公共工事実施設計労務資材単価表</u>」を適用し、<u>単価表に未掲載のものは、物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。</u></p>
<p>P.40 基準の解説 6 材料費等の価格等の取扱い (2) 材料費等</p>	<p>・<u>なお、設計単価は、各地方整備局（以下「局」という。）設定単価・・・「物価資料等の速報」価格を採用する。</u></p>	<p>・<u>削除</u></p>
<p>第3編 機械設備点検・整備積算基準</p>		
<p>P.383 1 適用範囲</p>	<p>・この基準は、<u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における・・・</u></p>	<p>・この基準は、<u>栃木県県土整備部の治水事業、道路事業等における・・・</u></p>
<p>P.387 4 点検・整備費の積算 4-1 (3) 直接労務費</p>	<p>・3) 点検整備工の賃金は、<u>公共事業企画調整課長が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。普通作業員の賃金は、各地方整備局統一単価を適用する。</u></p>	<p>・3) 点検整備工の賃金は、<u>総工数を1日の標準実働時間8時間で割り戻した値に、公共工事実施設計労務資材単価表に定める機械設備据付工の日当り賃金を乗じたものとする。普通作業員の賃金は、公共工事実施設計労務資材単価表による。</u></p>
<p>P.387 4 点検・整備費の積算 4-1 (3) 直接労務費</p>	<p>・4) 各賃金は、<u>次の各項の補正を行うものとする。</u> (イ) <u>積雪寒冷地・・・</u></p>	<p>・<u>削除</u></p>

<p>P.388</p> <p>4 点検・整備費の積算 4-1 (5) 共通仮設費</p>	<p>・ 5) 派遣費 (ロ) 旅費、日当、宿泊費は「<u>国土交通省職員日額旅費支給規則</u>」の旅館に宿泊する場合の3級相当額に標準とする。</p>	<p>・ 5) 派遣費 (ロ) 旅費、宿泊費は<u>栃木県の「職員等の旅費に関する条例」</u>及び「<u>職員等の旅費に関する規則</u>」等に準じて積算する。</p>
<p>P.389</p> <p>4 点検・整備費の積算 4-1 (5) 共通仮設費</p>	<p>・ 6) 宿泊費 ・・・この場合の費用算定は、「<u>国土交通省職員日額旅費支給規則</u>」の旅館に宿泊する場合によるものとし、<u>点検整備工は2級相当額を標準とする</u>。ただし、<u>宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、・・・</u></p>	<p>・ 6) 宿泊費 ・・・この場合の費用算定は、<u>栃木県の「職員等の旅費に関する条例」</u>及び「<u>職員等の旅費に関する規則</u>」等に準じて積算する。ただし、<u>宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事实施設計労務資材単価表を適用する普通作業員等は、・・・</u></p>
<p>P.391</p> <p>4 点検・整備費の積算 4-3 技術調査費</p>	<p>・ 技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、・・・次により積上げるものとする。 (1) 旅費、日当、宿泊費は、「<u>国土交通省職員日額旅費支給規則</u>」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。</p>	<p>・ 技術調査に従事する技術員の旅費、宿泊費、・・・次により積上げるものとする。 (1) 旅費、宿泊費は、<u>栃木県の「職員等の旅費に関する条例」</u>及び「<u>職員等の旅費に関する規則</u>」等に準じて積算する。</p>
<p>P.395</p> <p>基準の解説 1 端数処理</p>	<p>(1) <u>共通仮設費の率計上の金額は、・・・</u> (2) <u>現場管理費、点検整備間接費の金額は、・・・</u></p>	<p>・ 削除</p>
<p>第4編 機械設備設計業務委託積算基準</p>		
<p>P.451</p> <p>1 適用範囲</p>	<p>・ この積算基準は、<u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業</u>の治水事業、道路事業等における・・・</p>	<p>・ この積算基準は、<u>栃木県県土整備部</u>の治水事業、道路事業等における・・・</p>
<p>P.452</p> <p>4 業務委託料の積算 4-1 (2) 各種構成要素の算定</p>	<p>・ 2) 直接経費 直接経費は、3-1(2)の各項目について必要額を積算するものとし、<u>旅費交通費については、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」</u>等に準じて積算するものとする。</p>	<p>・ 2) 直接経費 直接経費は、3-1(2)の各項目について必要額を積算するものとし、<u>旅費交通費については、栃木県の「職員等の旅費に関する条例」及び「職員等の旅費に関する規則」</u>等に準じて積算する。</p>